

■JSAF 外洋特別規定 2016-2017

1. World Sailing Offshore Special Regulations 2016-2017 変更点

1-1. 全体の主な変更点

1) 注釈 (Guidance notes) と推奨 (recommendations) 項目が削除

本則に参考書の要素は無くなる。附則の内容変更と整理、削除、番号の変更がなされた。

<旧規定より削除された附則>

附則 A-ヨット用ライフラフトの最低限の仕様

附則 D-急停止とライフスリング

附則 M-ハルの建造規準 (スカントリング)

2) 用語や表現が全面的に見直し

<主な用語の変更>

ISAF→World Sailing、Yacht→Boat、Life Sling→Recovery Sling、
Man Overboard→Crew Overboard、など

<年数表現>

進水年や製造年の基準となる年月表現が変更。

翻訳の「～年より前」「～年より後」の意味に注意 (下記例)

2012年より前 (before 2012) =2012年を含まない、2011年12月末までのこと

2011年より後 (after 2011) =2011年を含まない、2012年1月1日からのこと

1-2. 第1章、2章における主な変更点

1) 規定の採用は安全を保障するものではないと明記【1.01.3】

2) 用語・略語の追加、再定義【1.03.1】

主な項目 (=以下の説明は概略文)

コンテインコクピット (Contained Cockpit) =閉ざされたコクピット【3.09】

対義語：オープンコクピット

ジャックステイ (Jackstay) =ハーネステザーを外さずに移動可能な紐

ロード (Rode) =アンカーロープ、アンカーチェーン、それらの組み合わせ【4.06】

3) カテゴリー名の変更【2.01】

【2.01.6】 附則 J カテゴリー-5→附則 B インショアレース用特別規定

【2.01.7】 附則 L カテゴリー-6→附則 C ディンギーインショアレース用特別規定

1-3. モノハル・カテゴリ-3、4における主な変更点

<カテゴリ-3、4 共通>

- 1) ライフラインたわみ計測荷重単位変更：40 ニュートン→4kg 【3. 14. 1 i】
- 2) 中間ライフラインのたわみ計測ポイント変更：全ての支持点間→マストより後方の一番広い支持点間 【3. 14. 1 i】
- 3) 航海灯：LED の場合予備電球は不要：【3. 27. 4】
- 4) レーダーリフレクター：対象品が2種から3種へ（八面体以外が追加）【4. 10】
- 5) ヒービングライン：直径（6mm 以上）が追加【4. 22. 5】
- 6) リカバリースリング（旧ライフスリング）：仕様（浮力や紐の長さなど）が追加【4. 22. 6】
- 7) 信号焰：搭載種類が減少（c4 信号紅炎、c3 パラシュートフレア不要）【4. 23. 1】
 カテゴリ-3：信号紅炎 LSA III 3.2 適合品=4 個、発煙浮信号 LSA III 3.3 適合品=2 個
 カテゴリ-4：発煙浮信号 LSA III 3.3 適合品=2 個
- 8) 落水救助訓練：毎年1回以上の訓練が義務化【6. 04. 1】

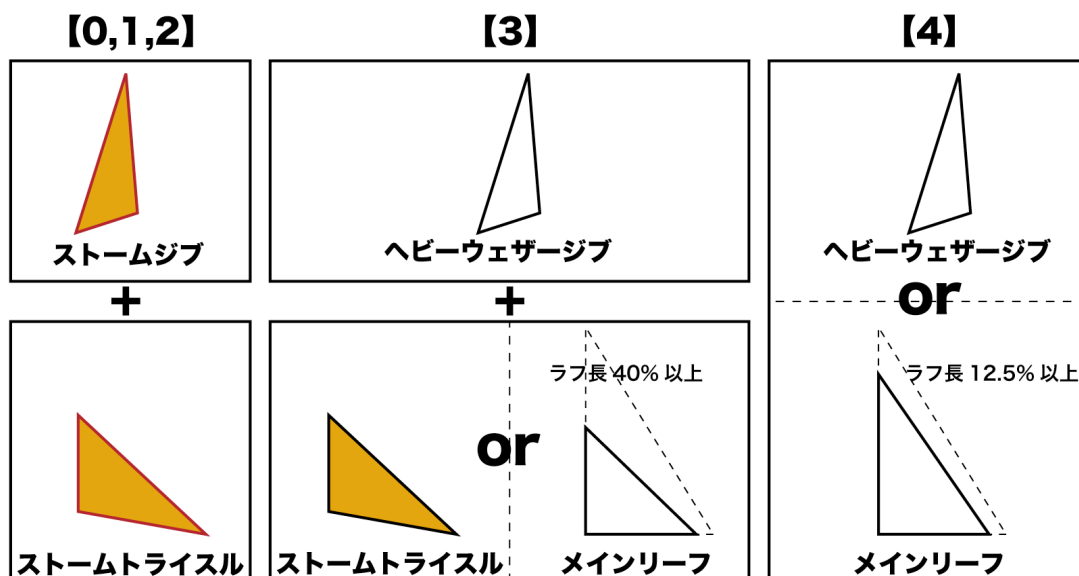
<カテゴリ-3 のみ>

- 1) ライフラインの素材：ステンレスのみに変更（HMPE 使用不可）【3. 14. 6 a】
- 2) ライフジャケット：スプレーフード（推奨）→必【5. 01】
- 3) トレーニング：乗員が2名の場合 6. 01 と同じようなトレーニングが必要【6. 01. 1】

<カテゴリ-4 のみ>

- 1) ヘビーウェザーセール：メインセールリーフ（12.5%）またはヘビーウェザージブ【4. 26. 2】
- 3) ライフジャケット：ライフジャケットライト、スプレーフード（推奨）→不要【5. 01】

OSR 4.26 ストームセールとヘビーウェザーセール



ストームセール（ストームジブ、ストームトライスル）

●全面が高い視認性（2013年より後の購入品）

●素材の制限（アロマティックポリアミド、カーボン、などの繊維は使用 NG）

2. JSAF 国内規定の変更（特記は国内規定に名称変更）

World Sailing offshore Special Regulations 2016-2017 の変更に伴い、ほとんどの国内規定は不要となった。国内規定は以下の通りとする。

2-1. JSAF 外洋特別規定 2016-2017 における、モノハル・カテゴリー3、4 の JSAF 国内規定

①【有効期限】2016年4月～2017年3月

②【4.07】LED タイプのライトには予備電球は搭載しなくて良い。ただし、予備のライトの搭載を推奨する。

③【4.23.1】2018年3月までは、規定以外に下記のセットでも可とする。

| 信号紅炎 | 小型船舶用 自己発煙信号 | 小型船舶用 火せん | 発煙浮信号 |
|------|-----------------|--------------|-------|
| 1 | 1 | 2 | 1 |

④【5.01.1】2017年3月までは、規定以外に小型船舶検査機構の検査を満足するものも可とする。ただし、股紐等の使用を強く推奨する。

⑤【5.02.1】2017年3月までは、b)、c)、d)項を満たさないものも可とする（カテゴリー3のみ）

2-2. JSAF 国内規定の時限法

信号焰、ライフジャケット、ハーネステザーの3項目（上記③～⑤）は、国内規定で World Sailing 規定品以外の品（旧規定の JSAF 特記該当品）でも可としているが、以下の期日以降、国内規定該当品は認められなくなるので注意すること。

【4.23.1】信号焰：2018年3月まで

【5.01.1】ライフジャケット：2017年3月まで

【5.02.1】ハーネステザー：2017年3月まで

3-3.1 年毎の改訂版の発行

World Sailing Offshore Special Regulations は 2014-2015 年版の際に 2015 年にマイナーチェンジ版（version-2）を発行した。→JSAF 特別規定 2014-2015 は 2015 年マイナーチェンジ対応しなかった。

JSAF 特別規定 2016-2017 版においては、World Sailing Offshore Special Regulations は 2016-2017 のマイナーチェンジ（version-2）に対応した改訂版（誤記や誤字の訂正などの対応では無く）JSAF 特別規定 2016-2017（version-2）発行予定。